



石綿障害予防規則と 労働安全衛生法について

石綿（アスベスト）とは

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物

種類

クリソタイル（白石綿）
アモサイト（茶石綿）
クロシドライト（青石綿）
アンソフィライト
トレモライト
アクチノライト

アスベストの原石



主な石綿関連疾患

石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つ。

職業上アスベスト粉じんを10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれている。

肺がん

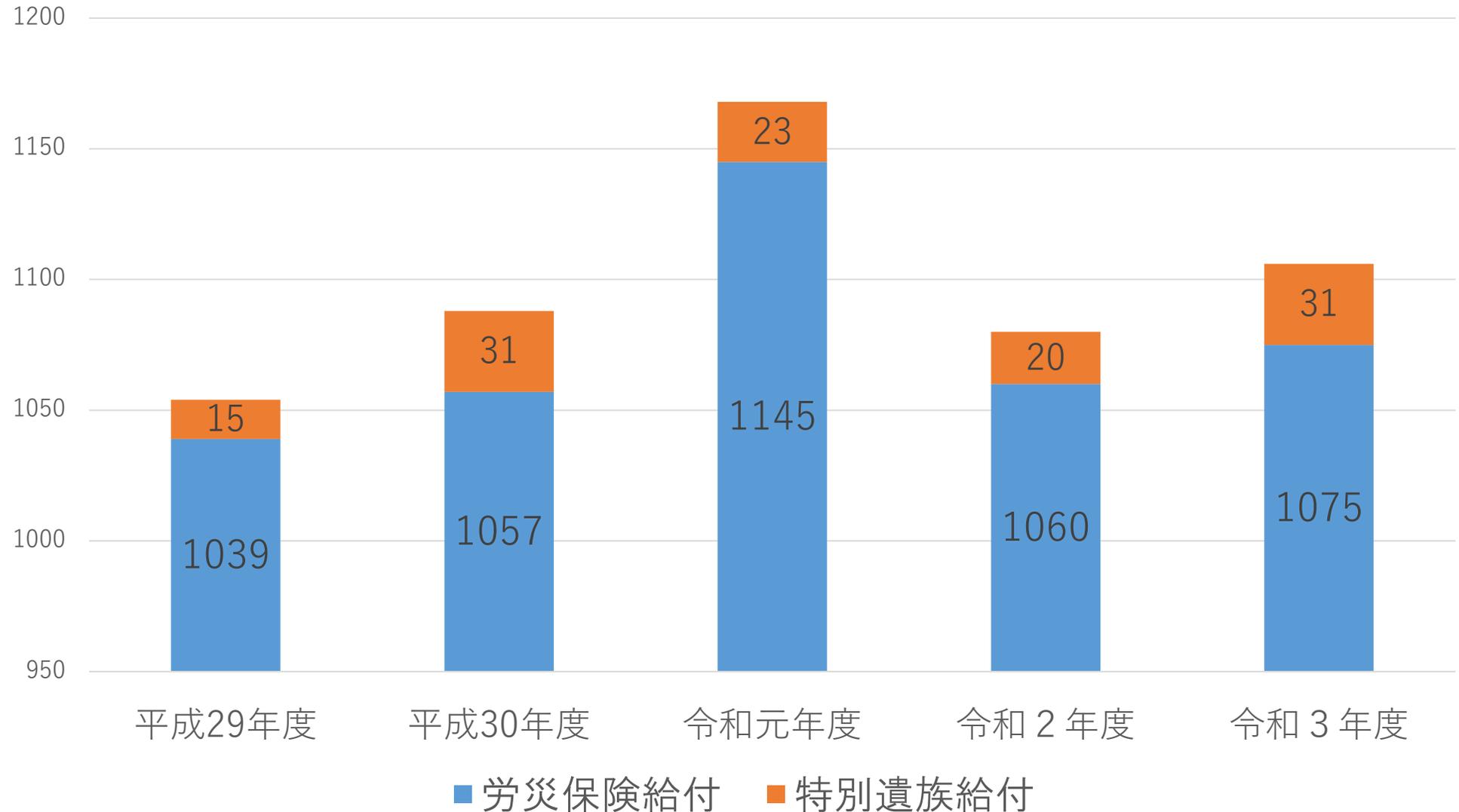
石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていないが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的的刺激により肺がんが発生するとされている。また、喫煙と深い関係にある。アスベストばく露から肺がん発症まで15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られている。

悪性中皮腫

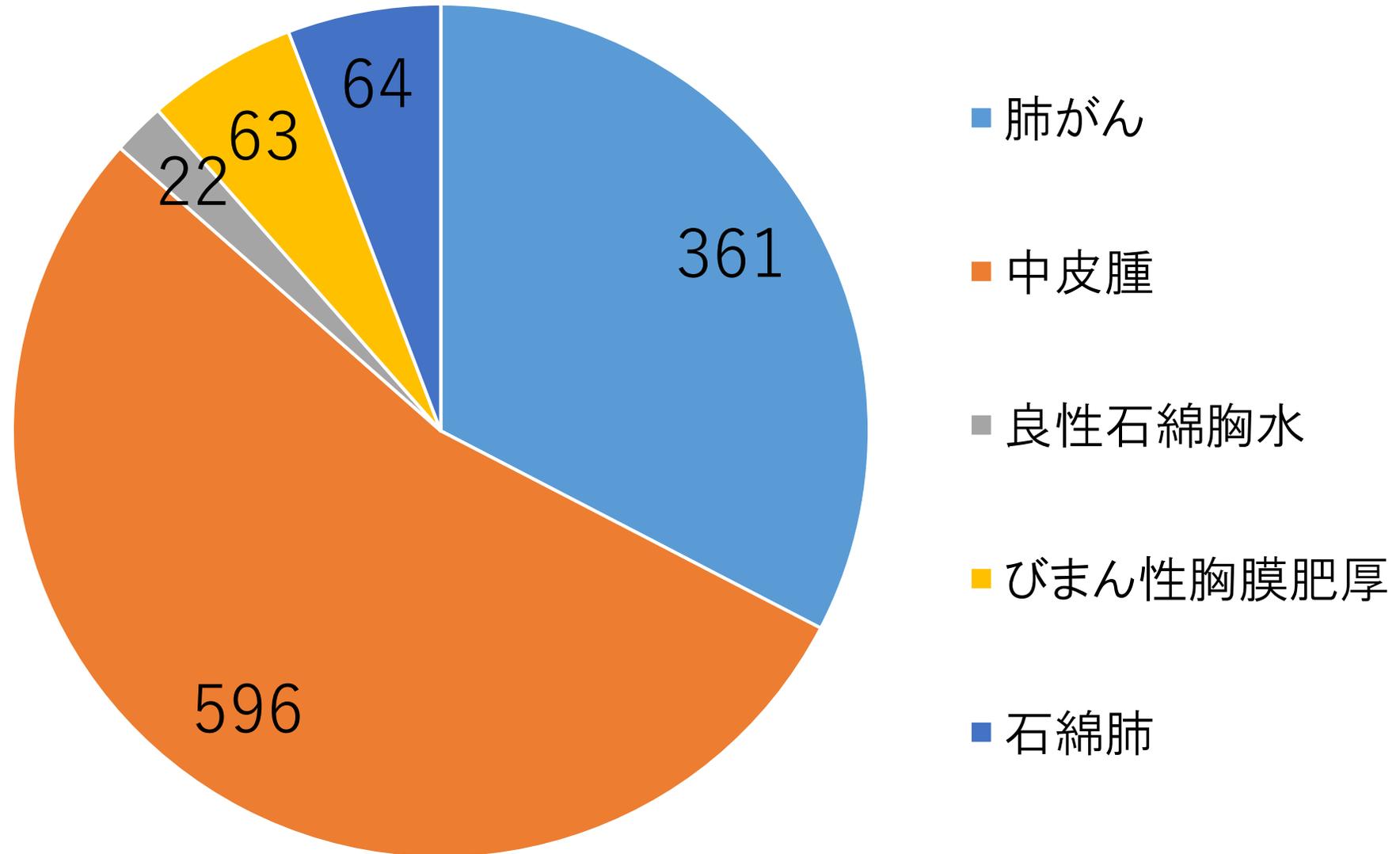
肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍。潜伏期間は20年～50年といわれている。

石綿関連疾患の労災補償等状況

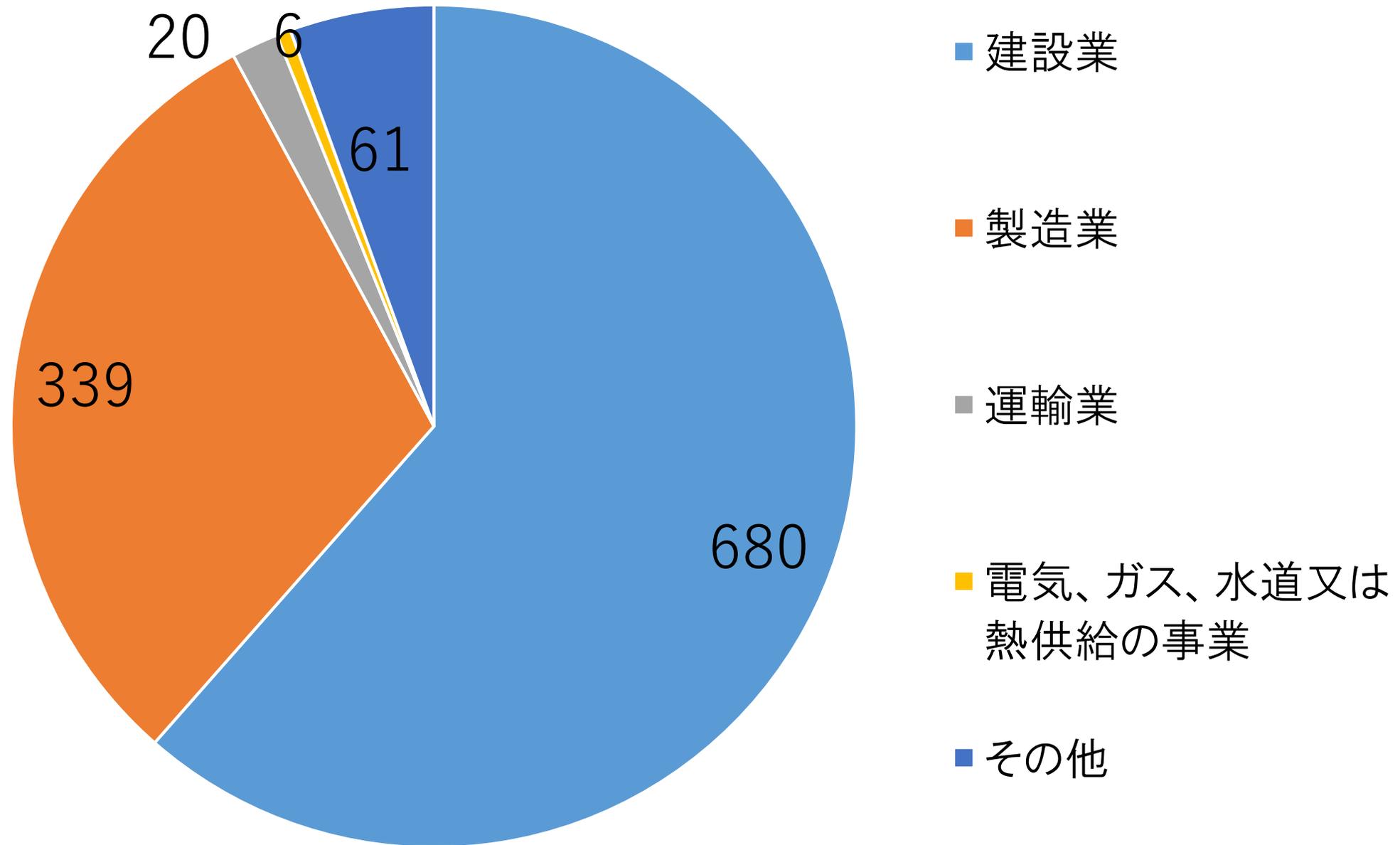
労災保険法に基づく保険給付の支給決定件数及び
石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数（年度別）



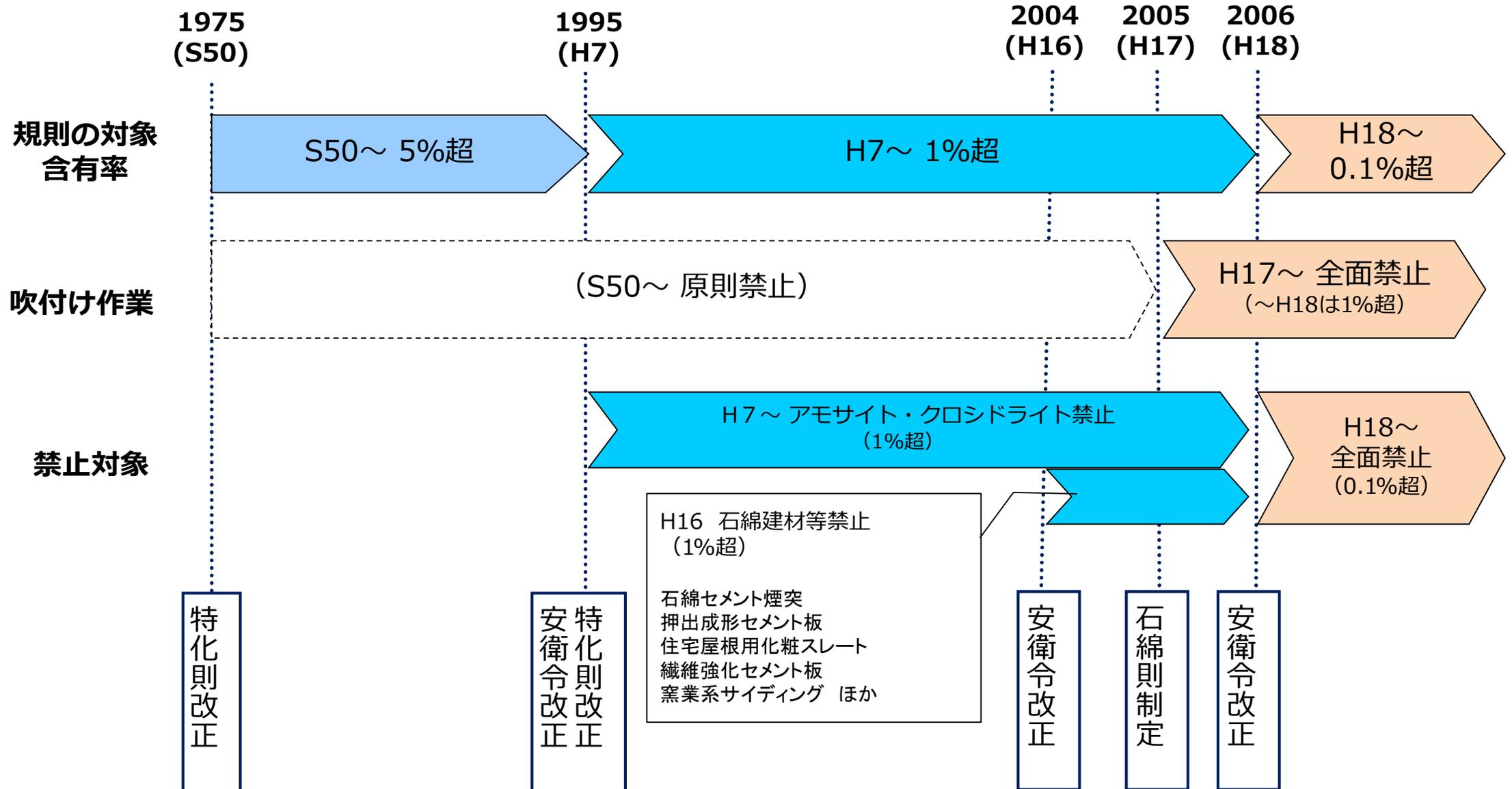
疾患別支給決定件数（令和3年度）



業種別支給決定件数（令和3年度）



労働安全衛生法令における石綿規制の推移



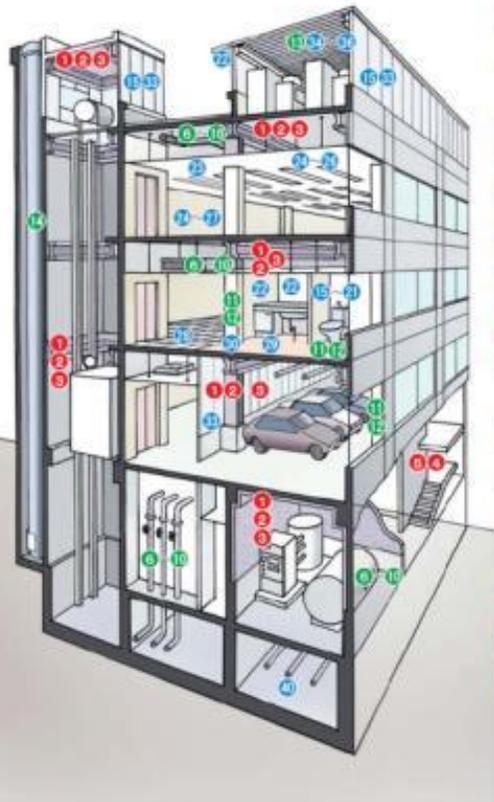
石綿含有建材の使用状況

過去に輸入した石綿の多くが、様々な建材に使用されている。

「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）より

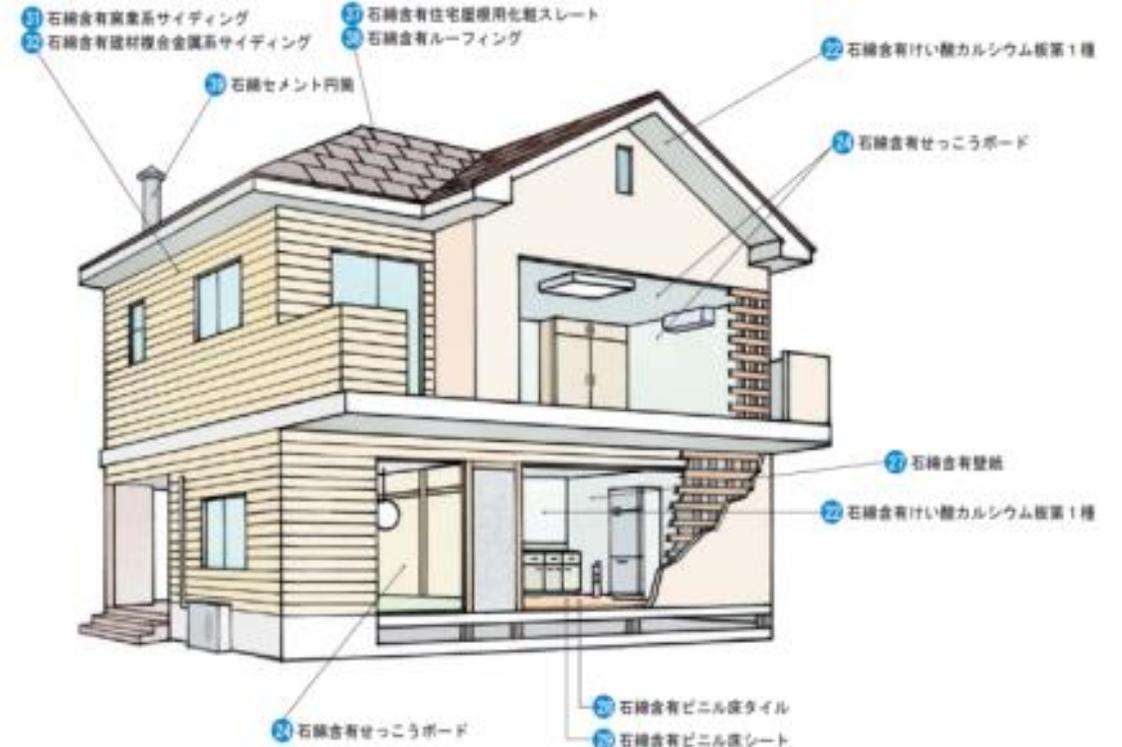
<RC・S造>

- 1 吹付け石綿……………P12
- 2 石綿含有吹付けロックウール…P14
- 3 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- 4 石綿含有吹付けパーミキュライト……………P16
- 5 石綿含有吹付けパーライト……………P17
- 6 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- 7 石綿含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- 8 石綿含有パーミキュライト保温材……………P18
- 9 石綿含有パーライト保温材……………P18
- 10 石綿保温材……………P18
- 11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- 12 石綿含有耐火被覆板……………P21
- 13 屋根用折板石綿断熱材……………P22
- 14 煙突用石綿断熱材……………P23
- 15 石綿含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- 16 石綿含有スレートボード・平板……………P24
- 17 石綿含有スレートボード・軟質板……………P24
- 18 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板……………P24
- 19 石綿含有スレートボード・その他……………P24
- 20 石綿含有スラグせこう板……………P25
- 21 石綿含有バルブセメント板……………P25



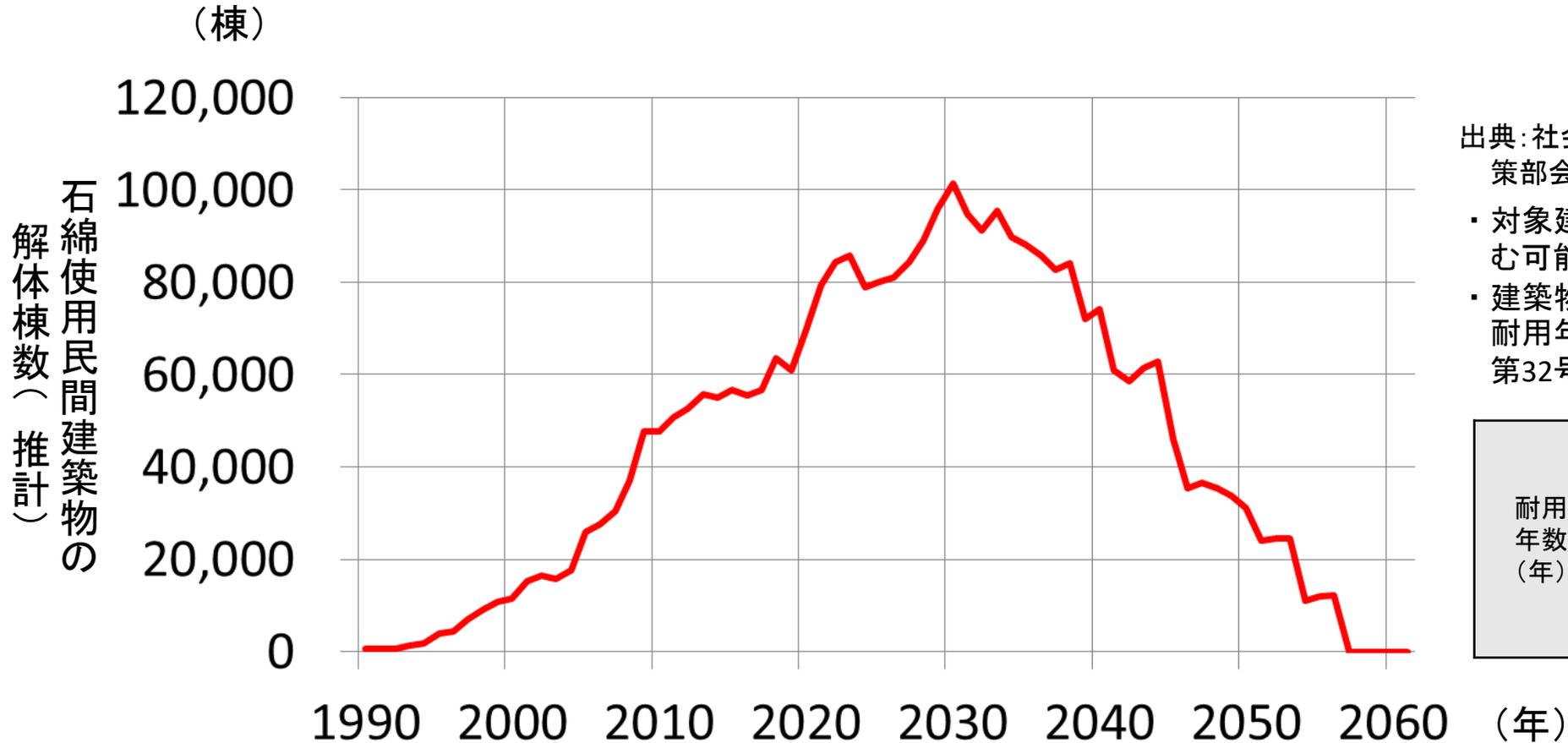
- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板……………P27
- 24 石綿含有せこうボード……………P28
- 25 石綿含有パーライト板……………P29
- 26 石綿含有その他パネル・ボード……………P29
- 27 石綿含有壁紙……………P30
- 28 石綿含有ビニル床タイル……………P32
- 29 石綿含有ソフト巾着……………P35
- 30 石綿含有窯業系サイディング……………P36
- 31 石綿含有建材複合金属系サイディング……………P37
- 32 石綿含有押出成形セメント板……………P38
- 33 石綿含有スレート波板・大波……………P42
- 34 石綿含有スレート波板・小波……………P42
- 35 石綿含有スレート波板・その他……………P42
- 36 石綿含有住宅屋根用化粧スレート……………P43
- 37 石綿含有ルーフィング……………P44
- 38 石綿セメント円筒……………P45
- 39 石綿セメント管……………P46

<戸建て住宅>



※上図以外にも、建築物で使用されている石綿建材はある

石綿使用建築物の解体棟数（推計）



出典：社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会（第5回）を一部改変

- ・対象建築物は0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物
- ・建築物は、下表の耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（平成20年財務省令第32号）による）で解体されるものと仮定した

耐用年数（年）	RC構造	住宅	47
		事務所等	50
	S造	住宅	34
		事務所等	38

石綿使用建築物の解体棟数は今後さらに増加

➡今後の解体工事で石綿ばく露防止の徹底が必要

➡石綿対策の規制強化のため石綿障害予防規則改正

石綿障害予防規則（石綿則）の改正

建築物・工作物の石綿の使用状況の事前調査や
建材の石綿含有分析調査の方法の明確化

除去作業時の石綿粉じんの漏洩防止措置の強化

石綿の取り扱い（除去）作業を行った際の記録の徹底

行政機関が工事状況を把握

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知、電子届出システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和3年4月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

改正石綿則・安衛則の公布

規制内容の詳細・解説等

事前調査方法の明確化 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる**全ての部材**について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合に、**分析**による**調査の実施が義務**

※石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 着工日が**平成18年9月1日以降**であることの確認 など
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業 など
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

事前調査・分析調査を行う者の要件新設 令和5年10月1日施行

■建築物については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査や分析調査の実施を義務付けたもの。

本規定の施行前であっても、事前調査や分析調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましい。

◆事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

リーフレット

「解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ」参照

事前調査・分析調査を行う者の要件新設（続き）

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

調査結果の記録 令和3年4月1日施行

- 調査結果の**記録を作成し、3年間保存**する必要あり
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の**記録項目**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

事前調査結果等の報告 令和4年4月1日施行

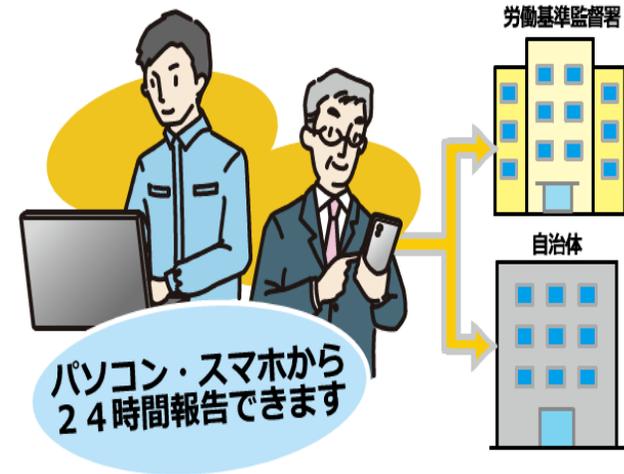
■ あらかじめ、パソコン等により、事前調査の結果等を報告することが必要

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿がない場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 ※1	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 ※3	解体・改修 ※2	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部を除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
 - ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
 - ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

石綿事前調査結果報告システム

検索

※システムの利用にはg ビズ ID (g ビズプライムまたはg ビズエントリー) が必要です。g ビズID発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



計画届の対象拡大

令和3年4月1日施行

■ 以下について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象となった。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

改正前

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の 除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



改正後

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の 除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置

令和3年4月1日施行

- **仕上塗材**について、**吹付施工のものも含めレベル3相当と整理**
- **特定の電動工具（ディスクグラインダーまたはディスクサンダー）**で除去する場合は、**ビニルシート等で隔離養生（負圧不要）**し、**湿潤に保つこと等の措置を義務づけたものであること。**

成形板等の除去工事に対する規制

令和2年10月1日施行

- **石綿含有成形品（スレートボード、タイル、シートなど）**の除去は、**切断・破砕等以外の方法**による必要（技術上困難な場合を除く）
- **けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等**するときは、**ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要**

※作業場所の隔離は、負圧に保つ**必要はない**

写真等による作業の実施状況の記録

令和3年4月1日施行

工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、**写真その他実施状況を確認できる方法（動画等）**により**記録し、保存しなければならない。**

対照表

改正前			改正後 <small>※傍線・下線部分が改正内容</small>					
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）</p> <p>計画届（レベル2も計画届） ※十四日前</p>	<p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>	
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>	<p>健康診断</p>	<p>等</p>	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>※14日前</p>	<p>健康診断</p>	<p>等</p>	
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 				<p><u>けい酸カルシウム板1種^{※2}（破砕時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p>			<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>隔離 ※<u>负压は不要</u></p>

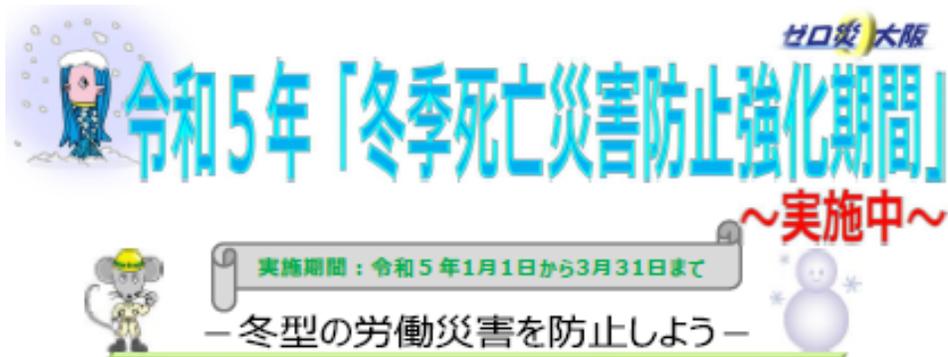
石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省委託事業)

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載



石綿総合情報ポータルサイト <http://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

その他労働安全衛生について



・例年、1月～3月にかけて死亡災害の発生割合多い

大阪府内の労働災害による死亡者数は、令和4年11月末日現在で新型コロナウイルス感染症の1人を除き36人（速報値）と、昨年同期に比べて1人の増加となります。

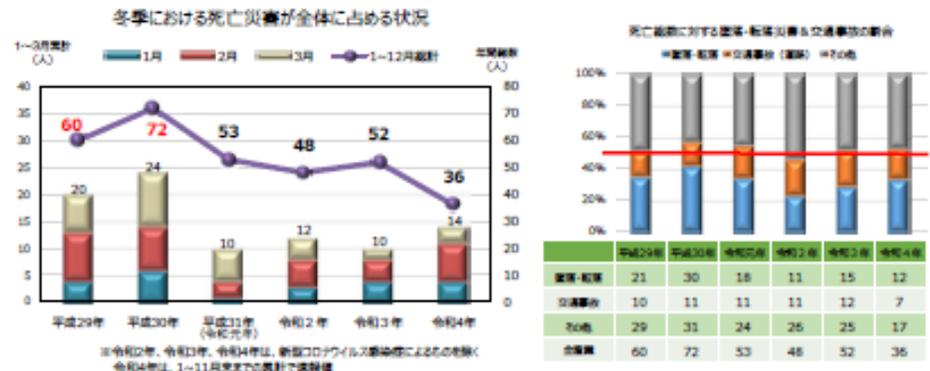
本来あってはならない死亡災害の発生件数を減少させることが重要な課題となっており、死亡災害撲滅のためには、冬季（1月から3月期）の死亡災害を最少（10人以下）に抑え、年間の死亡災害件数の減少につなげることが重要です。

また、事故の型別では、墜落・転落災害と交通事故で全体の半数近くを占めているほか、墜落・転落災害、交通事故とも60代以上の割合が高くなっています。

そのため、大阪労働局では、令和5年も「冬季死亡災害防止強化期間」を展開し、死亡災害の撲滅を目指す取組を進めます。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、リスク“ゼロ”大阪推進運動に基づく『5つの活動』に取り組むとともに、墜落・転落災害並びに交通死亡災害を防止しましょう。

・事故の型別に見ると墜落・転落、交通事故（道路）の割合が多い



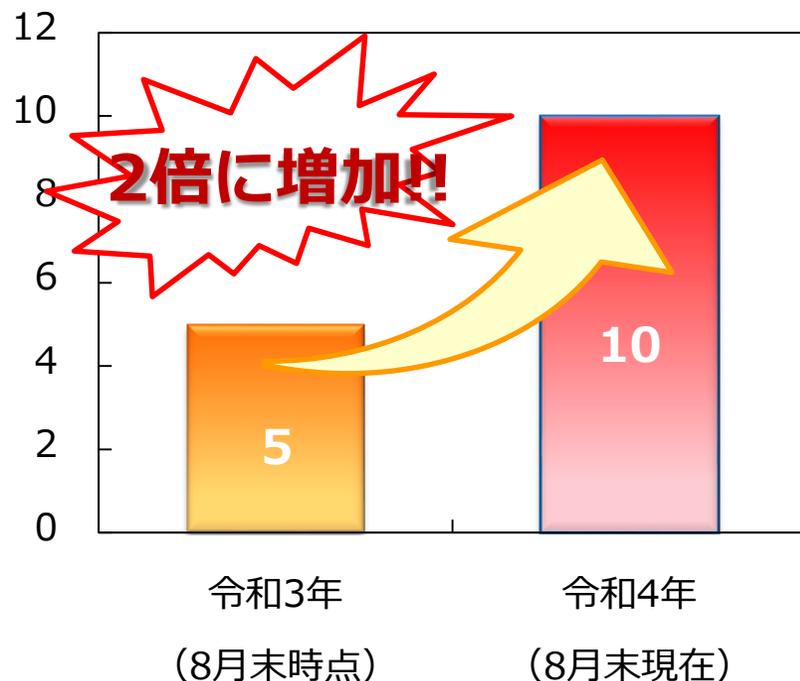
・60歳以上の割合が多い

建設業における死亡災害が急増しています

大阪府内の建設業において、
令和4年8月末現在で10名の方が亡くなっています。

労働災害による死亡者をこれ以上発生させないために、建設工事現場内における安全対策の徹底と全ての労働者が安全・安心に働くことのできる職場の実現に取り組みましょう。

死亡者数（建設業）



積極的に以下の取組をお願いします。

- 1 経営のトップによる現場の安全パトロールの実施
- 2 安全衛生管理体制の整備等
- 3 安全衛生教育等の推進
- 4 リスク“ゼロ”大阪推進運動

～ 取り組もう！ 5つの活動 ～

安全見える化活動

安全 Study 活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動

番号	事故の型	起因物	災害発生状況
1	墜落・転落	足場	鉄骨造6階建テナントビル新築工事現場において、外壁のコーキング作業を行っていたところ、5階付近の足場から墜落した。
2	飛来、落下	支保工	水路の補強工事のために護岸に設置していた土止支保工の解体中、切梁と腹起の接続ボルト1本を残し取り外したところ、切梁とともに腹起（H鋼）が落下し、下敷きとなった。
3	墜落、転落	建築物、構築物	陸屋根の4階建てマンション屋上で、塔屋上に設置された貯水槽の交換にかかる見積りのため、当該貯水槽に設けられた垂直タラップを登っていたところ、垂直タラップと共にマンション西側隣地の屋根付駐車場の折板屋根（ルーフデッキ）上に約1.3m墜落した。
4	墜落、転落	トラック	下水管引き込み工事現場において、ダンプトラックの運転席の扉を開けた状態で後進させていたところ、扉が道路脇のポールにあたり、はずみで運転席から墜落した。
5	激突され	建築物、構築物	建物の解体現場において、壁の解体作業を行うにあたり、3面の壁の解体を終え、残りの壁1面を転倒工法により解体するため、ハツリ作業等を行っていたところ、壁が内側に倒れてきて挟まれた。
6	飛来、落下	フォークリフト	電気及び圧縮空気配管の据付工事現場において、木箱に入った配電盤（重さ約2.3t）をトラックからフォークリフトで荷下ろしする際、荷が傾き倒れ落ちそうになったため、支えようとしたが支えきれず落ちてきた荷の下敷きになった。
7	飛来、落下	その他の動力クレーン等	昇降路3階付近に停止したゴンドラ上にて、カウンタウエイト側ガイドレールの立設作業中、1.2階床付近に設置していた揚重機（チルクライマー、自重約100kg）が落ちてきた。
8	墜落、転落	足場	3階建て戸建住宅新築工事において、3階部分の足場上で塗装作業中に墜落した。
9	墜落、転落	建築物、構築物	R/C7階建て新築工事の6階において、7階スラブ型枠解体作業中、パイプサポートを取り外した際、型枠材が落下してきたため、避けようとしたところ、ベランダから、1階に降ろしていたロングスパンエレベーターの搬器上に墜落した。
10	墜落、転落	足場	トイレの男女の境界壁の解体作業において、高さ1.5メートルのステージを設けて、ステージ上でブレイカーを用いて壁の破碎作業を行っていたところ、ステージ上に倒れこみ、壁と反対側からコンクリートの床に転落した。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

- ・建設業等の高所作業において使用される「安全帯」の名称等が改正されました。
- ・「安全な使用のためのガイドライン」が策定されました。(最終ページ参照)

改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更 (安衛令(注)の改正)

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおり。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×	×
③	ハーネス型 (一本つり)	→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになりました。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたフックボジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりましたが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則

(安衛法(注)・構造規格(注)の改正、ガイドライン(注)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりましたが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科 4.5 時間、実技 1.5 時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

※ 1)労働安全衛生法施行令 2)労働安全衛生法規則 3)墜落制止用器具の規格 4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン 5)安全衛生特別教育規程

規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

一消費者の安全を守るための規格改正用器具回収について一

貴社が保有する規格不適合の墜落制止用器具の回収についてのご案内です。回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具は、規格改正用器具の回収対象となります。回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収については、以下のとおりです。

1. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の種類

2. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収方法

3. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収期間

4. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収費用

5. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収連絡先

6. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収に関するお問い合わせ先

7. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収に関するお問い合わせ先

8. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収に関するお問い合わせ先

9. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収に関するお問い合わせ先

10. 回収対象となる規格不適合の墜落制止用器具の回収に関するお問い合わせ先

墜落制止用器具の購入に当たっては、規格不適合品を購入しないよう、左の「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について」を確認(下の二次元コードから)のうえ、購入するようお願いいたします。

ご注意ください。

改正のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則

3. 「安全衛生特別教育」が必要

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

災害事例

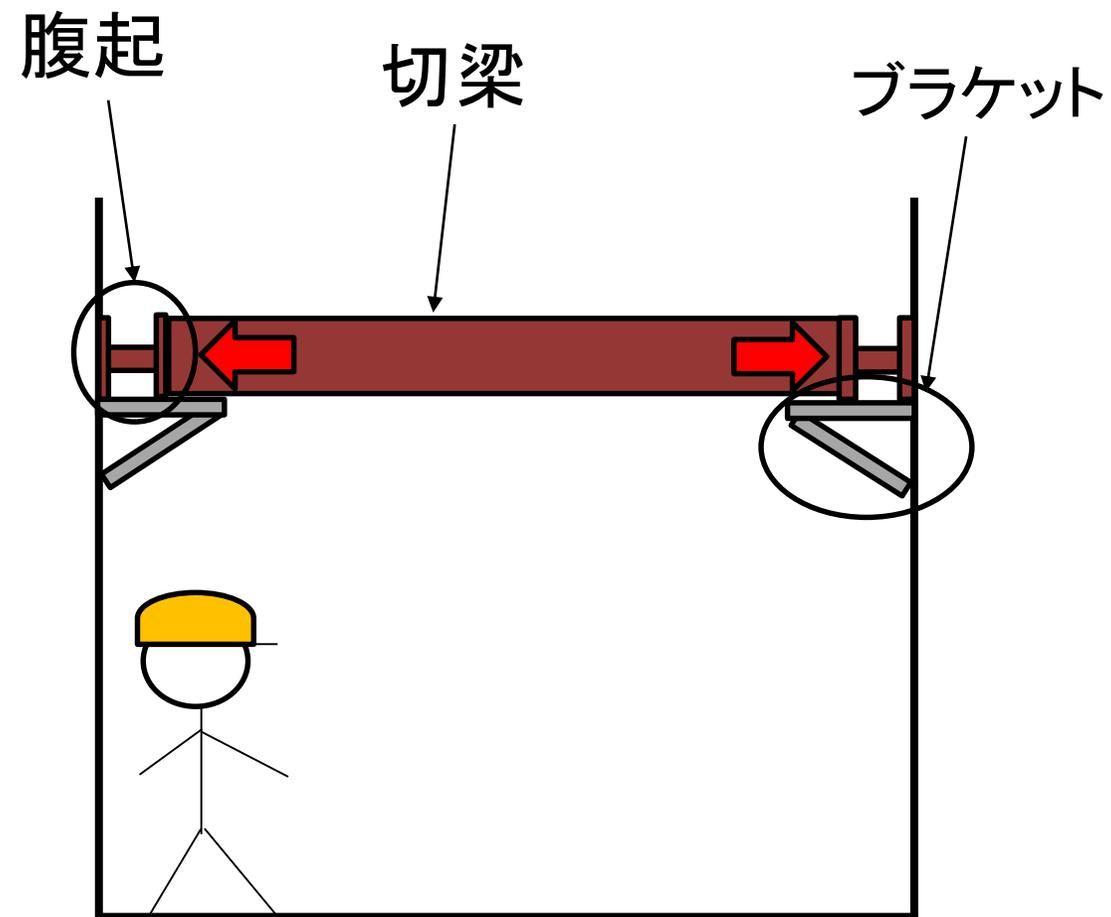
番号2

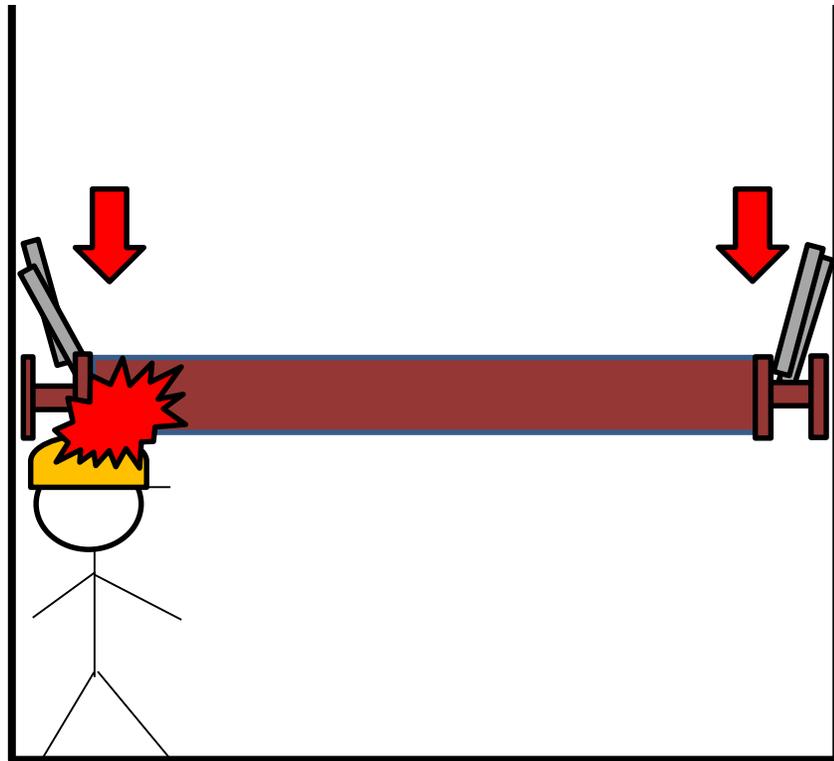
水路の補強工事のために護岸に設置していた土止支保工の解体中、切梁と腹起の接続ボルト1本を残し取り外したところ、切梁とともに腹起し(H鋼)が落下し、下敷きとなった。

【補足事項】

- ・土止め支保工作業主任者は選任されていたが、労働者を直接指揮していなかった。

- ・ブラケットと矢板の溶接が不十分であった。





【原因】

- ・切梁を保持しないまま切梁と腹起との接続ボルトを取り外したこと。
- ・作業主任者が直接指揮していなかったこと。

【対策】

- ・切梁をクレーン等で保持しながら接続ボルトの取り外し作業を行うこと。
- ・作業主任者が直接指揮すること。
- ・ブラケットの溶接は十分な技能を有する者に行わせること。

番号3

陸屋根の4階建てマンション屋上で、塔屋上に設置された貯水槽の交換にかかる見積もりのため、当該貯水槽に設けられた垂直タラップを登っていたところ、垂直タラップと共にマンション西側隣地の屋根付駐車場の折版屋根（ルーフデッキ）上に約13m墜落した。

【補足事項】

垂直タラップを固定する取付ボルトが腐食により破断していた。

【原因】

・貯水槽が老朽化していたにもかかわらず、垂直タラップの設置状況を事前に点検していなかったこと。

【対策】

・垂直タラップ等の設置状況を事前に点検すること。

番号6

電気及び圧縮空気配管の据付工事現場において、木箱に入った配電盤(重さ約2.3t)をトラックからフォークリフトで荷下ろしする際、荷が傾き倒れ落ちそうになったため、支えようとしたが支えきれず落ちてきた荷の下敷きになった。

【補足事項】

フォークを差し込むスペースがなかったため、フォークの片側に荷を載せて荷下ろしをしていた。

【原因】

- ・荷の種類及び形状等に適応した作業計画を定めていなかったこと。

- ・偏荷重が生じないように積載していなかったこと。

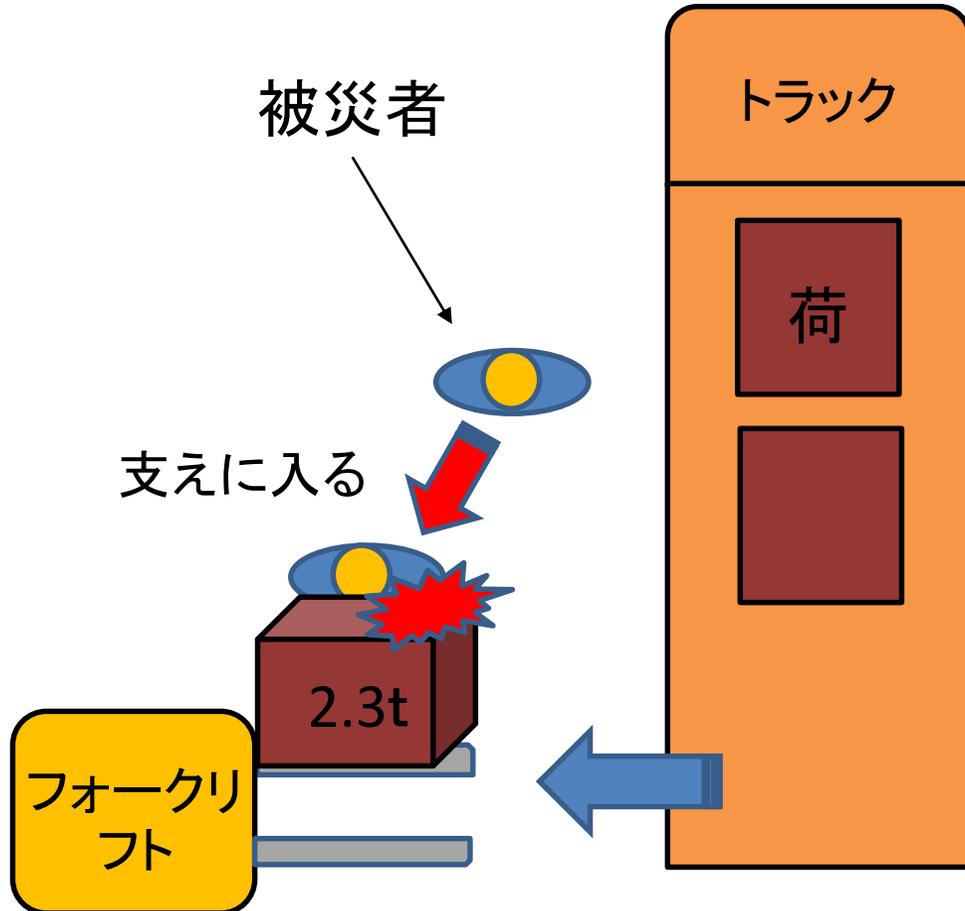
- ・荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたこと。

【対策】

- ・荷の種類及び形状等に適応した作業計画を定めること。

- ・偏荷重が生じないように積載すること。

- ・荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

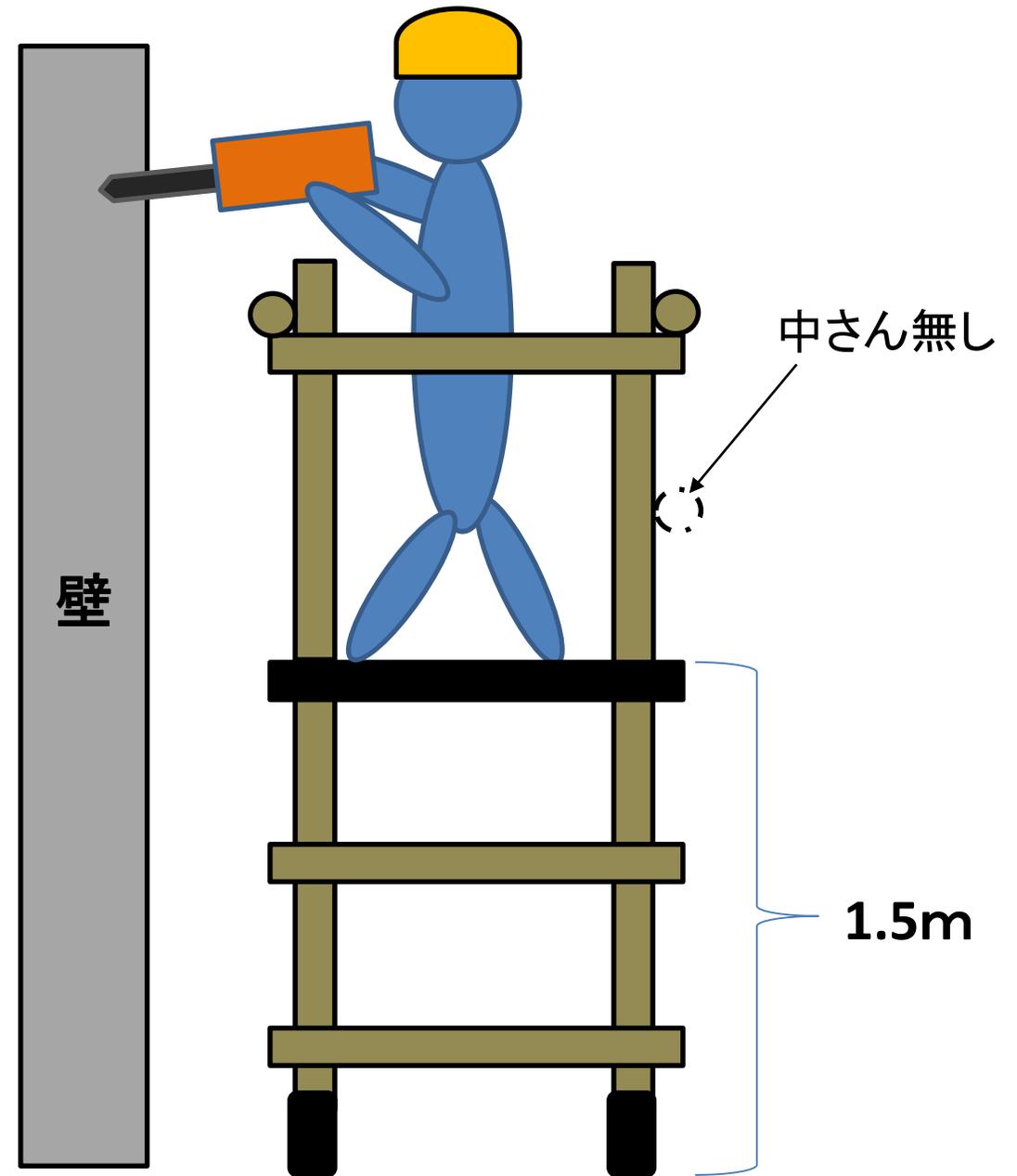


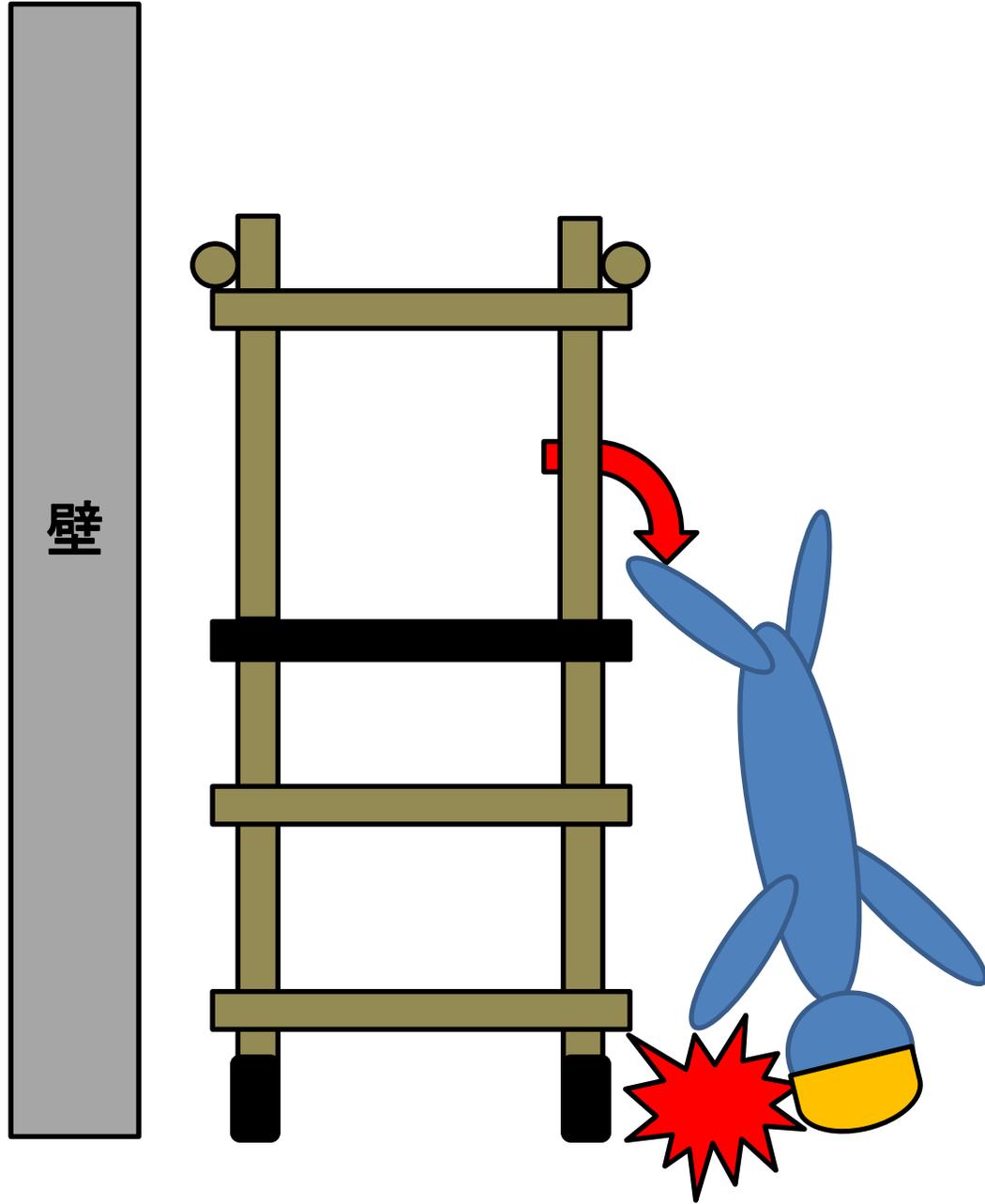
番号10

トイレの男女境界壁の解体作業において、高さ1.5mのステージを設けて、ステージ上でブレーカーを用いて壁の破砕作業を行っていたところ、ステージ上に倒れこみ、壁と反対側からコンクリートの床に転落した。

【補足事項】

- ・災害発生日時；令和4年8月17日
午前11時頃
- ・ステージに中さんが設けられていなかった。
- ・安全帯の不使用





【原因】

- ・ステージに中さんを設けていなかったこと。

- ・熱中症のおそれがあること。

- ・安全帯を使用していなかったこと。

【対策】

- ・ステージに中さんを設けること。

- ・朝礼時や休憩時等に適宜労働者の健康状態を確認すること。

- ・監督者は水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合は摂取させること。

- ・安全帯を使用すること。

堺署管内で発生した災害

【事例1】

令和3年9月、下水道管敷設工事において鑄鉄管を敷設するため、幅約1メートル、深さ約1.5メートル、長さ約6メートルにわたる明かり掘削の作業をドラグショベルを用いて行い、また、労働者1名が溝内に入り掘削の補助作業を行っていたところ、地山が崩壊し、労働者が巻き込まれたもの。

【補足事項】

- ・地質は岩盤又は堅い粘土ではなく、礫やコンクリートの破片が混じった土砂が埋め立てられた場所であった。

- ・掘削面の勾配がほぼ垂直であった。

- ・土止め支保工等の措置はなされていなかった。

【原因】

- ・地山が崩壊するおそれのある場所に労働者を立ち入らせたこと。
- ・あらかじめ土止め支保工等を設けていなかったこと。

【対策】

- ・労働者が溝内に立ち入る前に土止め支保工を設置すること(土止め先行工法)。

【事例2】

令和3年9月、マンション外壁改修工事における足場の組立て作業中、地上約25mの高さから地上に墜落。

【補足事項】

- ・被災者は胴ベルト型(一本つり)の安全帯を着用していたが、使用していなかった。
- ・墜落箇所には安全帯を取り付ける親綱等設置されていなかった。

【原因】

- ・安全帯を使用していなかったこと。
- ・足場の組立て等作業主任者が安全帯の使用状況を監視していなかったこと。
- ・安全帯を取り付けるための親綱等を設置していなかったこと。

【対策】

安全帯(フルハーネス型)を使用させること。

- ・足場の組立て等作業主任者が安全帯の使用状況を監視すること。
- ・安全帯を取り付けるための親綱等を設置すること。

【事例3】

令和4年4月、倉庫のスレート屋根に金属製のカバーローフを設置する作業を行っていた際、被災者が屋根上でカバーローフを持ち移動しようとしたところ、スレート屋根を踏み抜き、約6m下に墜落したものの。

【原因】

- ・屋根上に歩み板の設置がなされていなかった。
- ・墜落制止用器具を使用していなかった。

【対策】

- ・幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じること。
- ・親綱を設置し、墜落制止用器具を使用させ、墜落防止措置を講じること。